#### 令和6年度 下田市ワーケーション情報発信業務仕様書

#### 1 業務名称

下田市ワーケーション情報発信業務

#### 2 目的

ICT の進歩による働き方改革、通勤・勤務スタイルの多様化等に本格的に取り組む企業が全国的に増えていたことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面で集まることのリスク意識の高まりから、テレワークが急速に広まっている。また、テレワークにより地方に拠点を置き通常の業務のみならず休暇や地域との共創を目的とする「ワーケーション」も今後も拡大していくことが期待される。本市においては、この流れを掴みいち早く取組を進めたことで全国から認知され、一定数が本市を訪れるようになった。しかし、全国的な広がりを見せる中、都市部ワーカーのワーケーション候補地として本市を選択してもらうためには、本市取組の特徴等について、より細やかな情報を継続して発信し、よりターゲットを明確化して情報が届く様な仕組み化をすることが必要である。そこで、今後拡大が期待されるユーザーの当市への来訪を促し、ワーケーション事業のより一層の推進を図ることを目的として本業務を実施する。

#### 3 業務概要

本市のワーケーション事業の促進を図ることを目的に、全国のワーケーションユーザーに対し、本市の地域環境、ワーケーションへの取組の特徴、ワークスポット情報、地元関係者など、地域との関わり方がイメージできる情報を発信するため note 記事を作成する。また、今後本事業が自走できるよう市民ライターを育成する業務を委託する。

### 4 委託期間

契約日翌日からから令和7年3月21日まで

#### 5 業務内容

- (1) note 記事の作成
  - ① 全国のワーケーションユーザーに対し、本市の地域環境、ワーケーションへの取組 や関係する人物等について取材を行い、市公式 note に掲載する記事を作成するこ と。なお、記事作成にあたっては写真や図、リンク等を活用すること。
  - ② 記事作成は年間5本以上とすること。
  - ③ note 記事の作成に当たっては、記事作成に適任のライターを活用すること。
  - ④ 取材対象の事業者についてリストを作成し、発注者と協議のうえ記事掲載事業者
- (2) note 記事の掲載
  - ① 作成した記事については、発注者の確認及び承認を得たうえで掲載すること。
  - ② 記事の掲載にあたっては、発注者より編集権限及び公開権限を付与するものとする。権限付与にあたり、子アカウントを用意すること。
- (3) 情報発信のスキル及び知識習得に係るワークショップの開催

市内人材の情報発信スキル向上のため、SNS での情報発信で必要となるライティング、撮影などのスキル及び基礎的な知識の習得を目的としたワークショップを開催する。

- ① 委託期間中に下田市内での講座・ワークショップを2回実施するものとし、具体的な実施日時は、協議の上、下田市が決定するものとする。
- ② 参加者は下田市内在住者から募るものとする
- ③ 実施内容は、以下のテーマを盛り込んだ内容とし、下田市と協議して決定するものとする。
  - ・ライティングに関する基礎的な知識
  - ・カメラでの撮影に関する基礎的な知識

## 6 留意事項

- (1) 業務の遂行状況について随時下田市と協議、調整を行うこと。
- (2) 業務実施にあたっては、委託業務を総括し、下田市からの指示を受ける窓口として制作責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (3) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。

# 7 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、下田市と協議すること。